



2020年2月14日

各 位

上場会社名 日本エアーテック株式会社  
代表者 代表取締役社長 平沢 真也  
(コード番号 6291 東証1部)  
問合せ先責任者 取締役管理本部長 川又 亨  
(TEL 03-3872-9192)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年2月14日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の当社第47回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2020年2月14日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2020年3月27日開催予定の当社第47回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 商号は、登記上日本エアーテックとなっているが、日本エアーテックの意味で使用して来たので登記と通称を一致させる為、訂正する必要があります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2020年3月27日
定款変更の効力発生日 (予定)	2020年3月27日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、日本エアー<u>テック</u>株式会社と称し、英文では AIRTECH JAPAN, LTD. と表示する。</p> <p><u>第2条～第3条 (条文省略)</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取 締 役 会</p> <p>(2) <u>監 査 役</u></p> <p>(3) <u>監 査 役 会</u></p> <p>(4) 会 計 監 査 人</p> <p>第5条～第15条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、取締役社長議長となる。</p> <p>2 代表取締役または<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～20条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第21条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会において選</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、日本エアー<u>テック</u>株式会社と称し、英文では AIRTECH JAPAN, LTD. と表示する。</p> <p><u>第2条～第3条 (現行どおり)</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取 締 役 会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) 会 計 監 査 人</p> <p>第5条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、代表取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～20条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第21条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は 10 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>2～3 (条文省略)</u></p> <p>任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p><u>取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2～3 (現行どおり)</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表</u>取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表</u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は4名以内とする。 (選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の</p>	<p>第30条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3 日前までに各監査役に対して発 する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮すること ができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第 3 7 条 監査役会の決議は、法令に別段 の定めがある場合を除き、監査役 の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第 3 8 条 監査役会における議事の経過の 要領およびその結果ならびにその 他法令に定める事項については、 これを議事録に記載または記録 し、出席した監査役がこれに記名 押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	
<p><u>第 3 9 条 監査役会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査役会に おいて定める監査役会規則によ る。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第 4 0 条 監査役の報酬、賞与その他の職 務執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益は、株主総会の 決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第 4 1 条 当会社は、監査役（監査役であ ったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でか つ重大な過失がない場合は、取締 役会の決議によって、法令の定め る限度額の範囲内で、その責任を 免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 当会社は、社外監査役との間 で、当該社外監査役の会社法第 423</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第46条 (条文省略) (配当の除斥期間)</p> <p>第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を<u>まぬがれる。</u></p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第40条 (現行どおり) (配当の除斥期間等)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を<u>免れる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第1条 2009年3月27日</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第47回定時株主総会</u>  <u>終結前の監査役(監査役であったもの</u>  <u>を含む。)の会社法第423条第1項の</u>  <u>責任につき、善意でかつ重大な過失</u>  <u>がない場合は、取締役会の決議によ</u>  <u>って、法令の定める限度額の範囲内</u>  <u>で、その責任を免除することができる。</u></p>

以 上